

平成22年度 河川整備基金助成事業

募集要項

河川整備基金助成事業に申請する場合には、当募集要項、申請書様式及びその記入要領を熟読の上、申請して下さい。
(前年度版から一部修正されていますのでご注意ください)

平成21年10月

(財)河川環境管理財団

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 住友生命日本橋小伝馬町ビル

<http://www.kasen.or.jp/seibikikin/index.html>

平成22年度河川整備基金助成事業 募集概要

1. 募集テーマ

河川整備基金の運用益によって、安全で良好な“河川環境”を目指して、より良い川づくりに役立つ活動に助成します。具体的なテーマについては、1ページ以降に記載しています。

2. 助成対象者

大学、地方公共団体、各種法人、小中高等学校などの研究者及び機関等に対して助成します。詳しくは、1ページ以降で各助成テーマごとに記載しています。

3. 募集期間

平成21年10月1日(木)～平成21年11月30日(月)18時

4. 提出先及び提出期限

E-mail：kikin-shinsei@kasen.or.jp

提出期限：**平成21年11月30日(月)18時(厳守)**

上記アドレスは、11月30日18時に閉鎖します。

それ以降は、受け付けることができませんので、ご注意ください。

5. 提出方法

申請書及び添付書類電子データを電子メールにより、上記のアドレスに送信して下さい。

FAX及び郵送では受け付けません。

パソコンがないなど、物理的に電子メールを送付できない方は、事前に下記の問い合わせ先担当までご連絡ください。

6. 問い合わせ先

電話：03-5847-8303

担当：(財)河川環境管理財団 研究一部 基金班

矢野恭治、清水俊夫、関口幹雄

問い合わせは、下記の時間帯にお願いします。

9:15～12:00、13:00～17:30

(土曜、日曜、祝祭日を除く)

6. 申請書類

申請書については、当財団のホームページからダウンロードしてください。

(URL：<http://www.kasen.or.jp/joseiboshu22/h22.htm>)

7. 審査結果の通知

採否並びに助成金額は、平成22年3月下旬(予定)に決定します。採否の通知は、決定後速やかに全ての申請者に通知します。

なお、不採択となった理由の説明については、いっさい応じませんので予めご了承下さい。

平成22年度 河川整備基金助成事業 募集要項

目 次

河川整備基金助成事業とは	1
助成事業の申請状況並びに採択件数	1
前年度版からの主な修正点及び特に留意していただきたい事項	2
平成22年度 河川整備基金助成事業一覧	4
助成対象者、助成対象テーマ、助成金額及び留意事項	6
1. 調査・試験・研究	6
1 - 1 指定課題助成	6
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び金額	
(4) 採択要件並びに留意事項	
1 - 2 重点的助成	7
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び金額	
(4) 採択要件並びに留意事項	
1 - 3 一般的助成	8
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び金額	
(4) 採択要件並びに留意事項	
2. 環境整備対策	13
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び金額	
(4) 採択要件並びに留意事項	

3 . 国民的啓発運動 -----	13
3 - 1 一般的助成 -----	14
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び金額	
(4) 採択要件並びに留意事項	
3 - 2 新設市民団体運営支援助成 -----	17
(1) 助成対象者	
(2) 助成対象テーマ	
(3) 助成期間及び金額	
(4) 採択要件並びに留意事項	

審査・決定及び通知 -----	18
助成金の交付・額の確定 -----	18
報告 -----	18
助成金の交付決定の取り消し -----	19
助成金の返還 -----	19
加算金及び延滞金 -----	19
申請手続き -----	19
成果の公表・発表等 -----	20
助成事業申請にあたっての留意事項 -----	22

河川整備基金助成事業とは

「河川整備基金」は、河川整備を民間の協力を得て緊急に推進するため、政府の決定（閣議了解）に基づき昭和63年に設立され、国民各層、企業、全国の地方募金委員会等が資金を拠出（寄付）して造成されたものです。

基金の運用益から、安全で良好な“河川環境”を目指して、よりよい“川づくり”に役立つ様々な活動に支援を行うことにより、河川整備の効率的な推進に寄与することを目的としています。

河川整備基金では、河川・ダム・砂防・海岸等に関する調査・試験・研究、環境整備対策、国民への啓発運動に対して助成しています。

助成事業の申請状況並びに採択件数

（件数：それぞれ年度当初）

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
調査試験研究	364	94	26%	269	103	38%	228	104	46%
指定課題助成	26	10	39%	16	6	38%	5	3	60%
重点的助成	31	2	6%	10	3	30%	18	4	22%
一般的助成	307	82	27%	243	94	39%	205	97	47%
環境整備対策	21	7	33%	8	4	50%	10	4	40%
国民的啓発運動 （総合的学習を除く）	342	178	52%	318	172	50%	293	159	54%
一般的助成	272	134	49%	234	130	56%	232	120	52%
申請金額200万円未満	119	77	62%	97	68	70%	106	57	54%
申請金額200万円以上 500万円未満	97	49	51%	86	53	62%	98	45	46%
申請金額500万円以上	56	8	14%	51	9	18%	28	18	64%
新設市民団体運営支援助成	70	44	63%	84	42	50%	61	39	64%
小計	727	279	38%	595	279	47%	531	267	50%
国民的啓発運動（総合的学習）	173	168	97%	145	145	100%	100	100	100%
計	900	447	50%	740	424	57%	631	367	58%

前年度版からの主な修正点及び特に留意していただきたい事項

共通

- ・整備基金助成事業の申請は、「当財団のホームページからダウンロードした様式を用いて電子メールによる送信」に限定しました。パソコンがないなど、物理的に電子メールによる送信ができない場合は、(財)河川環境管理財団 研究一部 基金班までご連絡ください。
- ・電子メールによる申請書の受付が本格化したことから、申請者の負担が軽減されることになりましたが、一方で、同じ助成事業の申請書が何度も送付されてくるケースが多くなっており、このため、短期間に膨大な申請書を受け付ける財団事務局において、申請書の整理が混乱し、結果的に申請者に不利益が生じる場合があります。
このようなことがないよう、「申請書の提出は一回限り」とし、一度提出された申請書の差し替えや不足分の追加については、いっさい応じませんのでご注意ください。
申請書を受け付けた場合は、基金班から返信メールをお送りします。返信メールが届かない場合には何らかのトラブルで受け付けできておりませんので再送信をお願いします。なお、電話による申請書の着信確認はご遠慮願います。(申請期限最終日となる11月30日につきましては、申請メールが集中します。このため、基金班からの返信メールの送付に多少時間がかかりますので予めご了承ください。時間に余裕を持って申請されることをお勧めします。)
- ・河川整備基金助成事業以外の助成事業に申請している場合、あるいは申請する予定がある場合は、申請先及び申請金額(内訳は不要)を明記してください。(例：(社)日本河川協会、(財)ダム水源地環境整備センター等)
- ・助成事業は、申請された事業内容で実施していただくのが基本です。想定外の状況が発生する等、やむを得ない事態となった場合を除き、採択後に事業内容を変更することはできませんのでご注意ください。
- ・不採択となった理由の説明については、いっさい応じませんので予めご了承下さい。

【問い合わせ先】

E - mail kikin-toi@kasen.or.jp (申請書の受け付けはできません)

電話 (財)河川環境管理財団 研究一部 03-5847-8303

基金班担当 矢野恭治、関口幹雄、清水俊夫

9:15~12:00、13:00~17:30(土曜・日曜・祭日を除く)

【提出先】

E - mail kikin-shinsei@kasen.or.jp

上記のアドレスは、11月30日18時に閉鎖します。

上記の時刻を過ぎると受け付けることができませんので、十分お気を付けください。

(調査・試験・研究部門)

- ・ 一般的助成(研究者)の採択限度額を100万円から200万円に引き上げました。
- ・ 1216「川づくりにおける地域の歴史・文化等との係わりに関する研究」を「川づくりにおける地域の歴史・文化等との係わりに関する調査及び研究」に変更しました。
- ・ 大学の「オーバーヘッド」は助成事業で認められていませんのでご注意ください。

(環境整備対策部門)

- ・ 変更ありません。

(国民的啓発部門)

- ・ ”国民的啓発運動”への支援を行うという河川整備基金助成事業の趣旨に反しないよう「車両の購入」(付随する車庫の整備も含む)の申請については認められませんのでご注意ください。移動用に車両が必要な場合は、レンタル、リースの活用をお願いします。
- ・ 総合学習の申請において、同一学校または同一学年で複数件を申請する場合は、助成金を有効に活用できるよう、活動内容、学習レベルなどが異なる内容で申請するように工夫してください。
- ・ 同一の事業内容で長期に亘り助成事業を実施しているケースについては、「事業内容のレベルアップ」を継続の条件としますので、事業内容を工夫してください。

平成 22 年度 河川整備基金助成事業一覧

1 調査・試験・研究部門	1 指定課題助成	助成対象者				
		以下の機関に所属する研究者からなる研究チームでの責任者が明確であるもの 大学・高等専門学校等、地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人、任意団体 注) 個人による申請は助成対象外です。				
	テーマ番号	助成対象テーマ	助成期間	助成限度額		
	1112	河川の効率的な維持管理に関する研究(平成19年度設定)	3年	1,500万円 かつ 各年500万円		
	2 重点的助成	助成対象者				
		以下の機関に所属する研究者からなる研究チームで責任者が明確であるもの 研究チームは、効果的かつ効率的な研究の推進を図ることを目的として、同一機関内の場合は異なる専門分野(土木工学・情報工学等)からの編成が必要となります。 大学・高等専門学校等、地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人、任意団体 注) 個人による申請は助成対象外です。				
	テーマ番号	助成対象テーマ	助成期間	助成限度額		
	1151	テーマは自由ですが、「水系としてバランスのとれた総合土砂管理」、「予想される大規模水害に対する防災対策」、「気候変動等による海面上昇への対策・提案」など河川と地域社会、生態など複数の分野で多面的な検討を行うことにより全国的な課題となっている重要なテーマへの応用が期待できる研究が助成対象となります。	3年	1,500万円 かつ 各年500万円		
	3 一般的助成	助成対象者				
		大学・高等専門学校等の研究者 地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人、任意団体並びにこれらの機関に所属する研究者				
		テーマ番号	助成対象テーマ	助成期間	助成限度額	
			1) 河川・ダム等に関する一般的な研究	1年	500万円 機関 (公益法人等)	
1211		流域内の健全な水・物質循環の構築に関する研究				
1212		河川工学、水文学などに関する研究				
1213		水害・土砂災害等の被害の軽減に関する研究				
1214		総合的な水資源対策に関する研究				
1215		生態系・景観など河川環境の向上及び河川環境教育の高度化に関する研究				
1216		川づくりにおける地域の歴史・文化等との係わりに関する調査及び研究				
1217		川づくり・まちづくりにおける地域との連携に関する研究				
1218	水に関する法制度、治水対策や利水対策等における経済効果に関する研究					
1219	その他	250万円 機関 (地方公共団体)				
1221	2) 地球環境もしくは広域的な地域環境の保全などに資する水資源・水に関するエネルギーの有効活用に関する研究	200万円 (研究者)				
1251	3) 国内で発生した甚大な水害等の緊急調査	随時 1年	1,000万円 (機関) 200万円 (研究者)			

2 環境整備対策部門	助成対象者					
	地方公共団体、法人、任意団体					
	テーマ番号	助成対象テーマ		助成期間	助成限度額	
	2001	水質、景観等水辺の環境向上に寄与する施設、または、水辺の利用者の利便向上に寄与する施設などで積極的な創意工夫による地域の特徴を活かしたアピール度の高いものの整備		1年	50万円	
3 国民的啓発運動部門	1 一般的助成	助成対象者				
		地方公共団体、法人、学校、任意団体				
		テーマ番号	助成対象テーマ		助成期間	助成限度額
		3111	1)	川と人々のかかわりを深めるための河川愛護活動・河川環境学習・人材育成	1年	1,000万円 (全国規模) 500万円 (地方規模)
		3121	2)	小中高等学校の総合的な学習の時間における河川を題材とした活動	原則1年	10万円
		3131	3)	防災ボランティア等の活動	1年	1,000万円 (全国規模) 500万円 (地方規模)
		3141	4)	水害対策に係わる活動		
		3151	5)	水利用の合理化・高度化・水と産業とのかかわり等に関する普及啓発活動		
		3161	6)	流域間・流域内交流		
		3171	7)	河川に関わる国際交流活動		
	3181	8)	河川文化講演会等の開催			
	3191	9)	その他			
	2 新設市民団体運営支援助成	助成対象者				
		NPO 法人、任意団体				
テーマ番号		助成対象活動		助成期間	助成限度額	
3201	3 - 1の一般的助成の対象となる諸活動を継続的に行う非営利団体の活動運営費		5年以内	各年 50万円		

助成対象者、助成の対象テーマ、助成の金額及び留意事項

1 調査・試験・研究

大学の研究者等が行う、国・地方公共団体の河川整備事業等の効果的・効率的推進に寄与するような調査・試験・研究（以下「研究等」と言う）に対し、助成を行うものです。

助成者側が、特定のテーマを指定して重点的に助成を行う「指定課題助成」、テーマを指定せずに、全国的な課題となっている、重要性及び効率性の高い研究テーマに対して助成を行う「重点的助成」と様々なテーマの研究等に対して助成を行う「一般的助成」とがあります。

1 - 1 指定課題助成

河川整備等に関して、国民から求められている重要なテーマ（異常気象等による大規模な水害・土砂災害・渇水など災害による被害の軽減、豊かな生態系・望ましい河川環境の整備と保全等）について、助成者が毎年度テーマを定め、研究者への助成を行うものです。

指定課題のテーマは毎年度見直しを行います。

平成22年度に募集を行うテーマ及び助成方法は以下のとおりです。

(1) 助成対象者

以下の機関・団体に所属する研究者からなる研究チームでチームの責任者が明確であるもの

大学・高等専門学校等、地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人、任意団体
注) 個人による申請は助成対象外です。

(2) 助成対象テーマ

1) 「河川の効率的な維持管理に関する研究」

近年、我が国においては、集中豪雨や大型台風の襲来による度重なる水害、地震等大規模な自然災害が発生しています。

このような災害等の発生を踏まえ、国民の安全で安心できる暮らしを維持していくためには、河川（堤防、護岸、樋門、排水機場、ダム等の河川等の施設を含む）を常に良好な状態に維持しておく必要があります。しかしながら、昭和40、50年代に整備・施工された多くの河川等の施設が老朽化してきている中で、限られた予算と人員・体制で施設の維持管理を行わざるを得ない状況となっています。このため、より一層効果的かつ効率的に河川を維持管理していく手法等の研究・確立が緊急の課題となっています。

このため、

- ・ 河川等施設の安全性診断手法と補修技術等に関する研究
- ・ ライフサイクルコストからみた河川等施設の維持補修計画・更新計画の立案手法
- ・ 河道の健全性（治水・利水・環境）を評価するための指標とその管理手法
- ・ 治水及び生態系に配慮した河道内樹木・植生の適正な管理に関する調査・研究
- ・ メンテナンス・フリーの堤防植生に関する調査・研究
- ・ 河川等施設の長寿命化に関する調査・研究

など河川の効率的な維持管理に関する調査、研究等に助成します。

注) 上記指定課題(河川の効率的な維持管理に関する研究)は、上記に記載するような全国的な課題への解消を図ることを目的としたものに限定しています。このため、効果が特定の地域に限定されるような提案等は「一般的助成」での申請を行ってください。

(3) 助成期間及び金額

1件につき原則として助成期間3年以内で総額1,500万円以内(かつ各年500万円以内)。

(4) 採択要件並びに留意事項

採・否の審査並びに助成額の決定は、主として以下の評価項目により行います。

- a (有効性) 河川等の効果的・効率的整備の推進に寄与するか
国民や地域住民のニーズに具体的に応えているものか否か
成果の発信により、社会に与える効果が期待できるか など
- b (独創性) 独創的なものか否か
過去に同じような研究等が行われてはいないか など
- c (効率性) 設定されている経費で実現可能か
予算の使途計画は妥当なものか など

複数年事業として採択するものについては、2年度目以降の助成は毎年度の中間報告に基づき審査しますので所要の手続きが必要です。

指定課題助成に申請のあった事業については、事務局によるヒアリングを行う場合があります。

指定課題の最終成果については、原則として成果発表会で発表していただきます。

1 - 2 重点的助成

河川整備事業等の効果的・効率的推進に寄与するための様々な課題のうち、全国的な課題となっている重要性及び緊急性の高い研究テーマに重点的に助成します。

(1) 助成対象者

以下の機関・団体に所属する研究者からなる研究チームで責任者が明確であるもの研究チームは、効果的かつ効率的な研究の推進を図ることを目的として、同一機関内の場合は異なる専門分野(土木工学・情報工学等)からの編成が必要となります。

大学・高等専門学校、地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人、任意団体
注) 個人による申請は、対象外です。

(2) 助成対象テーマ

テーマは自由ですが、「水系としてバランスのとれた総合土砂管理」、「予想される大規模水害に対する防災対策」、「気候変動等による海面上昇への対策・提案」、「豪雨災害に対する防災対策を推進するための調査研究」など河川と地域社会、生態など複数の分野で多面的な検討を行う事により全国的な課題となっている重要なテーマへの応用が期待できる研究が助成対象となります。

(3) 助成期間及び金額

1件につき原則として助成期間3年以内で総額1,500万円以内(かつ各年500万円以内)。

(4) 採択要件並びに留意事項

採・否の審査並びに助成額の決定は、主として以下の評価項目により行います。

a (有効性) 全国の河川整備等への課題に対し効果的・効率的整備の推進に与するか
現状の課題に対する的確、かつ具体的な提案になっているか
研究成果が公共社会への貢献が期待できるか
国民や地域住民のニーズに応えるものか否か
成果の発信により、社会に与える効果が期待できるか など

b (独創性) 独創的なものか否か
過去に同じような研究等が行われてはいないか など

c (効率性) 設定されている経費で実現可能か
予算の使途計画は妥当なものか など

複数事業として採択するものについては、2年度目以降の助成は毎年度の中間報告に基づき審査しますので所要の手続きが必要です。

重点的助成に申請のあった事業については、事務局によるヒアリングを行う場合があります。重点的助成の最終成果については原則として成果発表会で発表していただきます。

1-3 一般的助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化に関する研究、河川や水辺を活かした河川環境教育活動に関する評価・河川環境教育プログラムの開発に関する研究など、河川整備事業等の効果的・効率的推進に寄与するための様々な課題の研究等について、研究者・機関への助成を行うものです。

(1) 助成対象者

大学・高等専門学校等の研究者

地方公共団体、公益法人、民間企業、NPO法人、任意団体並びにこれらの機関に所属する研究者

(2) 助成対象テーマ

1) 河川・ダム等に関する一般的な研究

流域内の健全な水・物質循環の構築に関する研究

わが国の河川では、これまで水系一貫した治水対策や利水対策が行われてきました。今後は、さらに「流域の視点」、「連携の重視」の考え方から、河川等の管理施設整備のみならず、流域の様々な人間活動が水循環に与える影響を明らかにし、水質の一層の向上や水循環を考慮した流域のあり方について調査・検討を進める必要があります。また、水とともに移動する土砂においても、山地から海岸に至るまでの循環の経路の中における多様な機能を明らかにし、最適な土砂移動の管理を目指す必要があります。

このため

- ・ 水循環を構成する雨水、地下水、河川水、処理水等の総合的水管理方策
- ・ 水量、水質等の水環境の保全・改善
- ・ 山地から河川、海岸に至るまでの総合的土砂管理方策
- ・ 地球温暖化、気候変動、酸性雨等の地球環境の変化が河川等の水循環に及ぼす影響
- ・ 水源地の保全対策

などの観点から、流域内の健全な水・物質循環の構築に関する研究等に対し助成を行います。

河川工学、水文学などに関する研究

治水対策や健全な河川環境保全のための基礎となる知見として、河川への雨水の流入形態や、河川・海岸の流水・流砂・漂砂などの実態やメカニズムを把握し、それらを踏まえた河川整備計画策定などの措置を講ずる必要があります。

このため、

- ・ 降水量、河川流量、流砂・漂砂量、水質等の測定、分析、評価
- ・ 河川、海岸の流水、流砂、漂砂のメカニズム
- ・ 省資源、効率的、経済的な河川整備等の施工、維持管理方法

などの観点から、水理学、水文学、河川工学、ダム工学、砂防工学、海岸工学など工学の進展に関する研究等に対し助成を行います。

水害・土砂災害等の被害の軽減に関する研究

近年、河川氾濫区域への人口・資産の集中や急傾斜地近傍での建築物造成、近年の少子・高齢化といった社会形態の変化に伴い、土砂災害の頻発や高齢者など災害時要援護者の被災が目立つようになってきました。今後の投資余力の減少や現状の災害に対する安全度の低さを考慮すれば、施設整備による安全度の向上というハード面の整備に加えて、危険地域の認知、緊急時及び平常時における災害情報の提供、災害ボランティア活動の充実などソフト面での対策も必要となっています。

このため、

- ・ 河川と下水道の連携も含めた流域一体としての総合的な治水対策
- ・ 超過洪水、震災等の危機管理
- ・ 防災情報の収集・提供、効果的な警戒避難に役立てる技術
- ・ 災害ボランティアなど防災支援活動の一層の向上
- ・ 堤防、樹林帯等河川管理施設の強化

などの観点から、ハード・ソフトの両面において、水害や土砂災害の被害の軽減に関する研究に対し助成を行います。

総合的な水資源対策に関する研究

我が国の一人あたり水資源確保量はアメリカなどの先進諸国に比べて著しくその水準が低くなっています。また、近年は投資余力の減少や建設適地の減少等から新たなダム等の水資源開発施設整備の進展が遅れるとともに、近年の小雨化傾向などを原因として著しく利水安全度が低下している傾向にあります。

このような状況の中、国土の限られた水資源を有効に活用し、渇水による被害を軽減し、流域内の住民が安全・安心して生活できる水準を維持するため、

- ・異常湧水時の危機管理
- ・節水、地下水管理、広域水融通等による水資源対策
- ・産業排水などの再利用を通じた河川水利用の合理化、環境負荷軽減
- ・排水処理技術の開発・高度化、排水再利用システムの整備など造水技術に係る問題の解明、解決
- ・安全でおいしい水づくり

などの観点から、総合的な水資源対策に関する研究等に対し助成を行います。

生態系・景観など河川環境の向上及び河川環境教育の高度化に関する研究

平成9年の河川法の改正において「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的の一つとして位置づけられ、また、「自然再生事業」によって地域の多様な主体の参加により、河川、干潟などの自然環境を保全、再生、創出、維持管理が求められるようになり、さらに近年では河川景観や緑を大切にした地域づくりも重要視されるに至っています。

このような状況の中、豊かな生態系を育む河川環境、美しい河川景観、人々に癒しなど様々な効果を与えてくれる美しい水辺の形成など、川らしい川をつくり、人と川とのつながりを与えてくれる川本来のあり方を追求することが必要となっています。

また、河川や水辺を活かした環境教育プログラムの開発、「川に学ぶ」社会の実現に向け、全国に広まってきた河川環境教育の効果を評価する手法の確立が求められています。

このため、

- ・生態系の保全・再生と河川等の整備との関わり
- ・河川の自然環境の保全・再生
- ・自然環境等に関する具体的な分析・評価手法の開発
- ・川を活かした自然学習、河川環境教育及び人材育成並びにその効果の評価
- ・良好な河川景観の形成
- ・河川環境の経済評価

などの観点から、河川環境の向上等に関する研究に対し助成を行います。

川づくりにおける地域の歴史・文化等との係わりに関する調査及び研究

近年、地域の独自色を出した個性ある地域づくりや河川と地域の関係の再構築が求められています。河川は、洪水氾濫、人や物資の運搬、水田への用水供給等を通じて、地域形成に深く関わってきました。これらの歴史、文化を活かしながらその地域にふさわしい川づくりを行い、地域の活性化へ資することが必要となっています。

また、地域の人々が実施している川についての調査研究の中には後世に残しておくべきものもあり、これらの整理・保存も必要です。

このため、

- ・地域の歴史・風土・文化・社会と川との相互関連
- ・舟運の活用など個性豊かで活力ある地域社会形成における河川の役割
- ・歴史、風土、文化を活かした水辺の形成
- ・河川や砂防等における伝統工法の普及
- ・地域の川に関する調査・研究結果の整理・保存

などの観点から、川づくりにおける地域の歴史・文化等との係わりに関する調査及び研究等に対し助成を行います。

川づくり・まちづくりにおける地域との連携に関する研究

住民に開かれた川づくりを目指すためには、河川に関する情報の提供や、住民意見の聴取、積極的な河川の管理活動への参加等様々な段階において住民の積極的参加を促すことが必要です。一方、川に学び、川を楽しみ、川と流域の生活の関係を考える住民団体も増加しており、これらの団体との連携も必要となっています。

このため、

- ・まちづくりにおける水辺の形成、水辺の機能、水と緑のネットワーク
- ・水辺を活かした街づくり
- ・河川整備等に関する住民の意向反映方法、合意形成手法、住民とのパートナーシップのあり方
- ・河川等に関する情報の共有化、公開のあり方

などの観点から、地域との連携に関する研究等に対し助成を行います。

水に関する法制度、治水対策や利水対策等における経済効果に関する研究

今後の河川整備は、健康で豊かな生活環境と美しい自然環境の調和した、安全で個性を育む活力のある社会の実現に向けて、流域の視点に立って人と川との関わりをより強めることを目標として進めることが必要となっています。

それには、国や地方公共団体が河川整備事業等を効果的・効率的に推進していく必要があり、上記のような工学的、理化学的な研究はもちろんのこと、河川整備事業を効果的・効率的に推進していくための制度自体を考える法的な研究や経済学問的な研究も必要不可欠なものとなります。

このため、

- ・河川整備、水資源開発等の費用対効果分析等経済効果
- ・水辺空間の利用拡大に伴う事故の防止策と法律上の責任
- ・河川周辺の街づくりや水害に強い街づくりに関する法制度や経済効果の研究
- ・河川等に関わる公共施設の整備・管理に際しての住民参加に関する法制度の研究
- ・河川・海岸などの公物管理に関する法制度の研究

などの観点から、水に関する法制度、治水対策や利水対策等における経済効果に関する研究等に対し助成を行います。

その他

上記 ~ の他にも、河川等の整備に関しては様々な研究すべき課題があります。 ~ に該当しない河川に関する一般的な研究で、河川・ダム等の整備・保全・利用等に資する研究等に対して助成を行います。

(注：申請時には、なるべく ~ のいずれかを選び、どうしても ~ には該当する項目がない場合のみ ~ を選択して下さい。)

2) 地球環境もしくは広域的な地域環境の保全などに資する水資源・水に関するエネルギーの有効活用に関する研究

地球規模もしくは広域的な地域レベルでの環境保全対策への提案で、水資源や水に関するエネルギーの有効活用に関する研究に対して助成を行います。

このため、

- ・二酸化炭素を排出しない水力発電施設の維持、運用等、主として水力発電に係る問題の解明、解決
- ・水資源・水に関するエネルギーを活用したヒートアイランド対策等の観点から、地球環境・広域的地域の環境保全などに資する水資源・水エネルギーの有効活用などに関する研究等に対して助成を行います。

3) 国内で発生した甚大な水害等の緊急調査

河川整備基金助成事業の採択決定後に国内において、甚大な水害、土砂災害、震災(ただし、河川・ダム等に係る施設に関するもの)や社会的に大きな影響を与えた水難事故等が発生した場合など、河川事業をとりまく環境に大きな変化があった場合に行う今後の河川整備などに対する調査・研究・広報等に対して助成を行います。(年度途中での申請を受け付けます)

(3) 助成期間及び金額

機関が行う研究等については1件につき助成期間1年で500万円以内(ただし、地方公共団体が行うものについては250万円以内)

研究者が行う研究等については、1件につき助成期間1年で200万円以内

3) 「国内で発生した甚大な水害等の緊急調査」(1251)については、助成期間は災害の発生した年度内で、研究者が行う研究等については1件につき200万円以内、機関が行う研究等については1件につき1,000万円以内

(4) 採択要件並びに留意事項

助成対象となる研究等の内容は、大きな公益性が見込めるものに限り、

助成の成果が河川整備等に寄与するものであることが必要です。

採・否の審査は指定課題と同様の評価項目により行われます。

原則として、同一申請者による複数の申請はできません。

単にデータ収集にとどまるものは助成の対象になりません。

申請書には総事業費(予定)と申請額の両方を記載して下さい。

外国の河川等を対象とするものは、その成果がわが国の河川整備等に反映されるものであることが必要です(ただし、外国への旅費や外国での調査に関する活動費は、助成の対象となりません)。

調査・試験・研究として申請されたものが、国民的啓発運動に相当する内容であっても、国民的啓発部門として審査はしませんので申請時に注意してください。

複数年の継続事業として採択された場合であっても、次年度の採択は中間報告に基づき審査しますので所要の手続きが必要です。

学生については博士課程後期の方のみ助成対象者となります。この場合は、指導教官(教授又は准教授)の了承を得たことが証明できるものを申請書に添付して下さい。なお、証明書は任意の様式で結構ですが指導教官の署名及び捺印が必要です。

助成事業の成果報告については、学識者等による評価を行い、優秀成果については表彰すると共に所属する組織の長に通知します。また、成果発表会で発表していただくことがあります。

2 環境整備対策

地方公共団体や各種法人等が実施する、水辺の環境の向上や利用者の利便向上に寄与する施設の整備に対し助成を行います。

(1) 助成対象機関

地方公共団体、法人、任意団体

(2) 助成対象事業

水質、景観等水辺の環境の向上に寄与する施設、または、水辺の利用者の利便向上に寄与する施設などで積極的な創意工夫による地域の特徴を生かしたアピール度の高いものの整備。

(3) 助成期間及び金額

1件につき助成期間1年で50万円以内

(4) 採択要件並びに留意事項

採・否の審査並びに助成額の決定は、主として以下の評価項目により行います。

a (事業の有効性・目的の妥当性)

河川等の効果的・効率的整備の推進に寄与するか

公共社会への貢献が期待できるか

国民や地域住民のニーズに応えるものか否か

十分な成果が期待できるか

「子どもの水辺」の環境整備に寄与するか など

b (独創性)

独創的なものか否か

同じような活動が何年も行われていないか など

c (効率性)

設定されている経費で実現可能か

多くの効果が期待できるか

予算の使途計画は妥当なものか など

申請者は団体の長とします。

申請書には総事業費(予定)と申請額の両方を記載してください。

「子どもの水辺」登録箇所とは、文部科学省、国土交通省、環境省の3省連携(農林水産省も協力)により進められている「子どもの水辺再発見プロジェクト」制度への登録箇所を意味します。

注)「登録年度」「登録名」を記載していただきます。

3 国民的啓発運動

地方公共団体、各種法人、団体、小中高等学校などが実施する、河川・ダム等への国民の理解を深める活動や、河川を活かした環境教育活動などに対し、助成を行います。単年度分の啓発活動への助成を行う「一般的助成」と、設立後間もない団体等の活動を軌道に乗せるために助成を行う「新設市民団体運営支援助成」があります。

3 - 1 一般的助成

地方公共団体、各種法人、団体、小中高等学校などが実施する、河川・ダム等への国民の理解を深める活動や、河川を活かした環境教育活動などに対し、助成を行います。助成期間は単年度です。

(1) 助成対象団体

地方公共団体、法人、学校、任意団体

(2) 助成対象テーマ

1) 川と人々のかかわりを深めるための河川愛護活動・河川環境学習・人材育成

川と人々のかかわりと河川・ダム等への理解を深めることを目的に行う

- ・ 魅力ある川にするための河川清掃活動、水質改善活動、多様な生態系の復活活動など
- ・ 川に関する工学的・生態学的知識、利用上のルール、増水時の危険性などの川に関連した広範な知識・情報を提供し理解を深めるためのセミナー、ワークショップの開催、教材づくりなど
- ・ 「子どもの水辺」での活動を推進するために必要な経費など
- ・ 川の体験学習講座の開催など
- ・ 上記のような川に関する種々の活動を継続するための指導者やコーディネーターの育成、能力向上ための講習会開催など

等の活動に助成します。

(参 考)

川は、その流域とりわけ人間活動からの影響を強く受けます。一方、人間社会も流域の特性を強く反映しています。このような川と人間とのかかわりをよく認識して、流域ごとに特徴ある人間社会を実現していくための基本方針として、平成10年6月河川審議会川に学ぶ小委員会より、『「川に学ぶ」社会をめざして』が取りまとめられました。以下に関係部分の抜粋を掲載します。

(中 略)

3. 「川に学ぶ」社会の実現のために

「川に学ぶ」社会の実現のためには、次の4つの基本方針が重要であると考える。

川と人とのかかわりとそれが抱える問題について、人々が関心をもつためには、川をもっと魅力のあるものにする必要がある。

環境とそれにかかわる問題、および人間の環境に対する厳しい責任や使命について理解するため、川に関する正しく、広範な知識と情報の提供を行う必要がある。

人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決するための技能・評価能力を育てるため、川での実践を伴った「川に学ぶ」機会を提供する必要がある。

以上のような諸活動を主体的、継続的に行うためには、利用者、住民・コミュニティ、河川管理者、地方公共団体等がそれぞれの役割を果たすと同時に、地域住民を構成メンバーとするNGO組織の成立が欠かせない。行政はそのための多面的な支援を行う必要がある。

(中 略)

2) 小中高等学校の総合的な学習の時間における河川を題材とした活動

小中高等学校の「総合的な学習の時間」における河川を題材とした活動、及び小中高等学校における河川への理解に資する活動、あるいは愛護活動(クラブ活動含む)

3) 防災ボランティア等の活動

防災ボランティアのネットワーク形成など平常時からのボランティアの仕組み・体制づくり

4) 水害対策に係わる活動

水害の起こり方や災害に備えた知識の普及、避難ルートの確認など、平常時からの水害への対応に関する活動

5) 水利用の合理化・高度化・水と産業との係わり等に関する普及啓発活動

水利用の合理化・高度化・水と産業との係わり等に関する理解を深めることを目的としたシンポジウム、セミナー、講演会、イベント、コンテストの開催、副読本・ビデオ製作及び活用、メディア広報による普及啓発活動

6) 流域間・流域内交流

河川・ダム等への理解を深めることや市民団体等による活動の活性化を目的として流域間・流域内など広域的な規模で実施する、シンポジウム、セミナー、研究会、講演会、イベント、コンテストの開催、ネットワークづくり、指導者育成、「子どもの水辺」登録箇所のネットワーク作りなど（注：（4）採択要件並びに留意事項の を参照）。

7) 河川に関わる国際交流活動

国際交流を通じて、治水、利水、環境に関する国民の理解を深めることを目的とした、国際的シンポジウム、セミナー、研究会の開催及びこれらの会合に参加するための海外からの招聘。

8) 河川文化講演会等の開催

河川・ダム等への理解を深めることを目的とした、河川・ダム等の歴史・風土・文化・伝統技術に係わる講演会、シンポジウム、セミナー、イベント、コンテストの開催、史料等の編纂、及び保存・再生活動。

9) その他

河川・ダム等の利用、整備の重要性についての一般の人々の関心と理解を深めるための1)から8)以外の活動で、国民一般又は地域の人々にアピールするもの。

（注：申請時には、なるべく1)～8)のいずれかを選び、どうしても1)～8)に該当する項目がない場合にのみ9)を選択して下さい。）

(3) 助成期間及び金額

全国的な規模で行うものについては1件につき助成期間1年で1,000万円以内

地域的な規模で行うものについては1件につき助成期間1年で500万円以内

2)の「小中高等学校の総合的な学習の時間における河川を題材とした活動」については1件につき10万円以内。ただし、助成の金額以内で2年間にわたることが可能です。

なお、同一学校からの申請は、テーマや学年、クラスが異なる場合、最大3件について申請が可能です。ただし、同一学校または同一学年で複数件を申請する場合は、助成金を有効に活用できるよう、活動内容、学習レベルなどが異なる内容で申請するように工夫してください。

全国的な規模で行う事業、地域的な規模で行う事業をさらに申請金額の規模で区分し、申請金額の大きいものについては、より慎重に審査します。

事業エリア	申請金額
全国規模	500万円以上1,000万円未満
	500万円未満
地域規模	200万円以上500万円未満
	200万円未満

助成事業は、申請内容に見合った申請金額となっていることを前提として審査を行うため、審査の結果、内容に見合う額が申請金額を大幅に下回るような申請の場合は、不採択とします。

例えば、平成20年度、1,000万円の申請額に対し、審査の結果、採択額が200万円となったケースがありましたが、今後このようなケースは不採択とします。

(4) 採択要件並びに留意事項

採・否の審査並びに助成額の決定は、以下の評価項目により行います。

a (事業の有効性・目的の妥当性)

河川等の効果的・効率的整備の推進に寄与するか
 公共社会への貢献や社会に与えるインパクトが期待できるか
 国民や地域住民のニーズに応えるものか否か
 十分な成果が期待できるか など

b (独創性) 独創的なものか否か

同じような活動が何年も行われてはいないか など

c (効率性) 設定されている経費で実現可能か

大きな効果が期待できるか
 予算の使途計画は妥当なものか など

申請代表者は団体の長とします。

2) 「小中高等学校の総合的な学習の時間における河川を題材とした活動」を除き、同一団体による複数の申請はできません。ただし、申請代表者が同じで、所属団体が異なる場合の申請は可能です。

団体の運営管理に必要な一般管理費や団体に所属する者の他の活動・講習会への参加費用(ただし講師や発表者として参加する場合を除く)は、助成の対象となりません。

申請書には総事業費(予定)と申請額の両方を記載して下さい。

「新設市民団体運営支援助成」を受けている団体からの「一般的助成」への申請は認められません。

一般的(単年度)助成の連続申請は可能ですが、2回目以降の申請には過去の成果(例:参加人数、新聞やテレビの取り上げ状況、その他特記できる効果)を記載していただきます。

同一の事業内容で長期に亘り助成事業を継続している場合は、事業内容のレベルアップを継続採択の条件とします。

「子どもの水辺」登録箇所とは、文部科学省、国土交通省、環境省の3省連携(農林水産省も協力)により進められている「子どもの水辺再発見プロジェクト」制度への登録箇所を意味します。注)「登録年度」「登録名」を記載していただきます。

河川管理者との連携内容をより明確にするため、河川管理者と一体的に実施するものについては、相手方の組織名と責任者の氏名を記入してください。

3 - 2 新設市民団体運営支援助成

団体設立後に活動を開始して間もない団体が、活動を軌道に乗せるために必要となる経費を助成するものです。

(1) 助成対象団体

NPO法人、任意団体

(2) 助成対象テーマ

3 - 1 の一般的助成の対象となる諸活動を継続的に行う非営利団体の活動運営費

(3) 助成期間及び金額

1 件につき助成期間最長 5 年で各年 5 0 万円以内

(4) 採択要件及び留意事項

採否の審査並びに助成額の決定は、主として以下の評価項目により行います。

a (活動目的の妥当性)

河川等の効果的・効率的整備の推進に寄与するか
公共社会への貢献や社会に与えるインパクトが期待できるか
国民や地域住民のニーズに応えるものか否か
計画性のある活動になっているか など

b (団体の運営見通し)

団体の会員数の見通し
団体の活動資金の見通し(将来的には当該助成がなくても自立が可能か) など

c (団体の将来展望)

団体の将来的な活動内容
地域における団体の将来的な役割 など

助成の対象は団体等の活動運営費であり、3 - 1 の一般的助成の対象となるものは除外されます。

「新設市民団体運営支援助成」として採択するものについては、2 年度目以降の助成は毎年度の中間報告に基づき審査しますので所要の手続きが必要です。

「新設市民団体運営支援助成」と「一般的助成」の重複申請は認められません。

一度助成を受けた団体の再度の申請は認めません。

「新設市民団体運営支援助成」は団体設立後 5 年以内(申請時)の団体に限ります。

団体設立後に団体名の名称変更やNPO登録等により組織の変更を行った団体については「当初の団体設立後からの年数」となりますので、5 年を過ぎて単に名称などの変更登録等を行った団体については対象になりません。

審査・決定及び通知

1. 採否並びに助成金額は、学識経験者等をもって構成する河川整備基金運営審議会の議を経て3月下旬(予定)に決定いたします。
2. 採否の通知は、決定後速やかに全申請者に直接通知いたします。
3. 採否の理由に関するお問い合わせには一切応じませんのでご了承ください。
4. 採択に当たり、助成金額を減額して決定している場合がありますので、ご注意願います。
5. ご提出いただいた申請書、添付資料は返却いたしませんのでご了承ください。
6. 過去(平成20年度以前)に助成を受けた方で、報告書未提出の場合は、原則として採択の対象とはなりません。

助成金の交付・額の確定

1. 助成金の交付は請求に基づき完成払いを原則とします。ただし、状況により前金払いとすることがあります。
2. 前金払いについては、原則として助成額の80%を上限とします。ただし、助成額が100万円以下の場合には全額前払いが可能です。
3. 申請者からの報告書提出後、当財団が、提出された実績報告書の内容審査、並びに費用の証票、帳簿等の調査等を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知します。
4. 提出期限までに報告書未提出の場合、提出された成果が申請に対し不十分な場合、助成金の使途が申請時と異なる場合などは、助成の取り消しや減額を行ったり、あるいは助成金前払い金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

報告

1. 平成22年度助成事業の期間は、平成23年3月31日までです。
2. 助成事業が終了したときは、その成果及び支出の概要を遅滞なく報告してください(遅くとも平成23年4月30日まで)。ただし、調査・試験・研究部門の一般的助成において、通年又は冬期・春期の観測あるいはデータ収集が必要な研究等については、予め申請時にその旨申し出ている場合、報告期限を平成23年5月31日とします。また、「国内の水害等の緊急調査」について、助成決定から平成23年4月30日までの期間が6ヶ月より短い場合においては、報告期限を助成決定日の6ヶ月後とします。
3. 指定課題助成並びに重点的助成については、毎年度、実績報告書及び収支決算報告書を、また国民的啓発運動の新設市民団体運営支援助成については、毎年度、当該団体の活動状況報告書及び収支決算報告書を提出してください(いずれも平成23年4月30日まで)。なお、随時状況報告を求めることがあります。
4. 外国語の報告書は受け取らないので、日本語で報告書を作成してください。
5. 助成事業の報告書は所定の様式を提出するとともに、調査・試験・研究部門においては必ず電子媒体(CD-R等)を提出してください(環境整備対策部門、国民的啓発運動部門も可能な限り電子媒体を提出してください)。
6. 報告書の様式統一について

河川整備基金助成事業の成果の活用を推進する目的で助成事業成果のデータベース化を進めております。報告書本文についても検索、閲覧の利便性向上のために「様式の統一化」を図ります。このため、採択決定後に送付予定の「河川整備基金助成事業実施の手引き」の様式に沿った報告書の提出にご協力をお願いします。

助成金の交付決定の取り消し

1. 申請者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあります。
 - 1) 助成金の交付申請について、不正の事実があった場合
 - 2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
 - 3) 助成活動の遂行が助成金交付の決定の内容に違反していると認められる場合
 - 4) その他、この要項の規定に定めるところに違反したと認められる場合

助成金の返還

1. 提出期限までに正当な理由がなく報告書未提出の場合や故意に報告を遅らせた場合、悪質なものの、提出された成果が申請に対して不十分な場合、助成金の使途が申請時と異なる場合等には、助成金の取り消しや減額を行ったり、あるいは助成金前金の全額または一部の返還を求めることがあります。

加算金及び延滞金

1. 助成金の返還を命じられたときには、その命令にかかる助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ返還すべき金額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を当財団に納付することになります。
2. 助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内としています。返還期限までに納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を当財団へ納付しなければなりません。

申請手続き

1. 申請の方法
 - (1) 当財団所定の申請書及び必要添付書類を電子メールで提出してください。
(申請用紙等については[当財団ホームページからダウンロード](#)してご使用ください。)
 - (2) 添付書類等
申請者及び申請者等の所属する機関・団体によって、21 ページの表のように、申請書に添付することが義務付けられている書類が決められております。必要な添付書類が不足した場合は「不採択」になりますので、注意して下さい。
 - (3) パソコンがないなど、物理的に電子メールを送付できない方は、事前に問い合わせ先の担当までご連絡ください。
2. 申請書提出期限及び提出部数
 - (1) 平成 21 年 11 月 30 日 18 時までに電子メールで下記の応募専用アドレスへ送信してください。(郵送または F A X 及び持参は受け付けません。)
また期限後到着となったものは、受け付けませんのでご注意ください。
 - (2) 申請書及び必要添付書類は 1 部提出してください。

- (3) 一度提出いただいた申請書の差し替えや不足分の追加には一切応じません。
- (4) 必要な添付書類がない場合は不採択となる場合があります。なお、添付書類はスキャナー等で電子データ(JPGまたはPDF形式)に変換して、申請書データと合せて添付ファイルとして送信してください。

3. 申請書提出先及び問い合わせ先

申請書の提出及びお問い合わせは、下記までお願いします。

【問い合わせ先】

E-mail kikin-toi@kasen.or.jp (申請書の受け付けはできません)

電話 (財)河川環境管理財団 研究一部 03-5847-8303

基金班担当 矢野恭治、関口幹雄、清水俊夫、

9:15~12:00、13:00~17:30(土曜・日曜・祭日を除く)

【提出先】

E-mail kikin-shinsei@kasen.or.jp

上記のアドレスは、11月30日18時に閉鎖します。

上記の時刻を過ぎると受け付けることができませんので、十分お気を付けてください。

成果の公表・発表等

1. 当財団が助成事業の成果発表会を開催する場合にはご協力をお願いします。
2. 成果は特に定めない限り助成を受けた機関・団体・研究者に帰属しますが、当財団はその成果について、一般の方の閲覧を許可するとともに、当財団のホームページなどで公表できるものとし、したがって、成果物の著作権等の取り扱いについては十分ご注意ください。
3. 成果の閲覧は、コピーサービス(郵送代、コピー代は有償)と「河川整備基金助成事業成果報告書全文検索」(PDFデータで当ホームページよりダウンロード可)のご利用が可能です。
4. 助成事業の成果を公表するときは、その旨(方法、内容等)を報告してください。
5. 調査・試験・研究部門の助成事業者が成果を各種発表会、報告会、学術誌、雑誌等に発表する場合は、(財)河川環境管理財団の運用する河川整備基金の助成を受けた旨を分かり易い場所に必ず表示してください。
(報告書の場合、表紙の右上に「河川整備基金助成事業」として、裏表紙に「この報告書は河川整備基金の助成を受けて実施しています。」と記載してください。)
6. 環境整備対策または国民的啓発運動部門の助成事業者が事業を実施する場合は、チラシ・ポスター、現地での看板等、対外的によく見えるところに「このイベントは河川整備基金の助成を受けて実施しています。」と記載してください。
注)助成事業による事業活動でこれらの「(財)河川環境管理財団の運用する河川整備基金の助成を受けている旨」の表示がない場合には、次回の採択の対象から外れる場合があります。
7. 個人情報の取り扱いについて
個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」の法令及び関係法令を遵守し、助成事業の運営のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

申請者の所属団体別 添付書類等一覧

部門	必要書類		当該法人等の 定款または 登記簿謄本	当該法人等の 資力及び信用 に関する資料	申請者(個人) の身分を証明 する書類	申請者の住所を 証明する書類	招聘者略歴に関 する資料・選定 理由書
	申請者	(例)		(直近の 貸借対照表、 収支計算書等)	(在籍証明書)	(住民票、印鑑証 明・運転免許証、 健康保険証の写 し等)	
調査・試験・研究部門	大学・高等専門学校の 研究者				(+ 学生の場合 指導教員了解 の証)		
	地方公共 団体	代表者					
		左に属する 研究者					
	公益法人	代表者					
		左に属する 研究者					
	民間企業	代表者					
		左に属する 研究者					
	NPO 法人	代表者					
		左に属する 研究者					
	任意団体	代表者					
		左に属する 研究者					
	環境対策部門	地方公共団体					
法 人							
任意団体							
国民的啓発運動部門	地方公共団体						
	法 人						
	学 校						
	任意団体						
	海外から招聘を行う 場合						

助成事業申請にあたっての留意事項

河川整備基金助成事業の申請では、書類上の不備から審査の対象にならなかったり、審査対象にはなったものの記載不備のため審査が低評価になったものも多く見受けられています。

平成22年度助成事業の申請にあたり、以下に留意事項を列記しますので、参考にして下さい。

1. 三部門共通

- (1) 申請書は正しいものを選んでいきますか？

様式は、

調査・試験・研究部門（指定課題助成・重点的助成）

調査・試験・研究部門（一般的助成）

環境整備対策部門

国民的啓発運動部門（一般的助成）

国民的啓発運動部門（新設市民団体運営支援助成）

の5種類があります。様式によって記載事項が異なりますので、間違いのないように申請書様式を選んでください。

- (2) 必要な様式は全て記入されていますか？

必要な様式がないと書類不備として審査対象外になります。

理由もなく未記入のものがあると審査対象外になったり、低評価になる場合があります。

- (3) 必要な書類はすべて添付されていますか？

添付書類が必要な場合で、書類が添付されていないときには審査対象外になる場合があります。

- (4) 申請代表者についてご確認ください。

調査・試験・研究部門の場合には、申請者は研究者個人か研究機関代表者となっています（申請者が個人であるか機関代表者であるかにより申請限度額が異なります）。

環境整備対策部門、国民的啓発運動部門は団体代表者しか申請できません。

- (5) テーマ番号は間違えないように記入してください。

提出された申請書はテーマ番号ごとに分類され審査の手続きが行われます。したがって、テーマ番号に間違いがあると、申請者の意図とは異なる部門等での審査が行われる場合がありますのでご注意ください。

- (6) 申請額は限度額を超えていませんか？

各部門、各テーマごとに限度額が異なります。申請限度額を超えた申請書は、審査対象外となりますのでご注意ください。

- (7) 申請期間について確認してください。

河川整備基金助成事業は一部のものを除き、ほとんどが単年度申請です。単年度申請しかできないものについて複数年申請をすると、審査対象外となりますのでご注意ください。

(8) 助成事業の実績は記載されていますか？

助成実績がある場合には必ず記入してください。ない場合も「なし」と必ず記載してください。助成実績がある、なしにかかわらず、ここに記載がないと審査対象外になる場合があります。平成 20 年度から、河川整備基金以外からの助成実績についても、申請者の客観的な評価の観点から記載をお願いしております。

また、過去の助成が有効に活用されているか否かについては、審査にあたり重要な評価要件となります。

(9) 過去(平成 20 年度以前)に助成を受けた方・機関で報告書未提出の案件がある方・機関は、原則として採択の対象になりません。

(10) 各部門ごとに同一申請者による複数申請はできません。(国民的啓発運動部門の「小中高等学校の総合的な学習の時間における河川を題材にした活動」を除く)複数申請がある場合は、申請したもの全てが審査対象外となります。

部門が異なる場合には同一申請者の複数申請は可能ですが、複数の採択は難しいとお考えください。

なお、調査・試験・研究部門において、共同研究者は申請者ではありませんので、ある申請の共同研究者になっていても、別の案件の申請は可能です。

2. 調査・試験・研究部門について

(1) 同一申請者が指定課題助成と一般的助成の双方に申請することは可能です。ただし、採択は厳しくなります。

3. 国民的啓発運動について

(1) 同一申請者が一般的助成と新設市民団体運営支援助成の双方に申請することはできません。

(2) 新設市民団体運営支援助成(旧継続的助成を含む)を過年度に採択中の団体が一般的助成に申請することはできません。

(3) 「小中高等学校の総合的な学習の時間における河川を題材とした活動」についてのみ、やむを得ない場合には助成の金額以内で2年間にわたる活動を認めておりますが、これは2年間で10万円以内の助成という意味です(原則、単年度助成です)。

(4) 新設市民団体運営支援助成の対象は団体等の活動運営費であり、一般的助成の対象となるものは助成の対象外ですのでご注意ください。

(5) 新設市民団体運営支援助成に申請できるのは、団体設立後5年以内(申請時)の団体のみです(単に名称変更やNPO登録変更による5年以内の登録変更等は対象外です)。また、一度助成を受けた団体の再度の申請はできません。